

第 8 次群馬県保健医療計画の中間見直しについて

群馬県健康福祉部医務課

- 医療法は、医療計画のうち「在宅医療」「医師確保」「外来医療」について、必要があるときは、3年毎に見直しをすることとしている。
- 今年度、介護保険事業（支援）計画が見直しされることから、関係する「在宅医療」について見直しを行いたい。
- 併せて、疾病・事業ごとの指標について、国から指標例の改正が示されたことから、必要な見直しを行いたい。

1 保健医療計画の中間見直し

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
県保健医療計画 (医療計画)	第8次計画					
		医師確保 見直し 外来医療	中間見直し			
県高齢者保健福祉計画 (介護保険事業支援計画)	第7期			第8期		

- 6年間の計画期間である医療計画と3年間の計画期間である介護保険事業支援計画の整合を図るため、中間見直しを実施。
- 令和元年度に「医師確保」は見直し、「外来医療」は策定しており、経過期間が短いことから今回は見直しを実施しない。

2 在宅医療見直しのポイント

- 基本的な構成は、変更しない。
- 第8次計画の進捗状況を調査、分析、評価した上で、高齢者保健福祉計画と整合をとりながら施策の見直し。
- 令和5年度に向けた数値目標の設定。

3 感染症対策の取り扱い

- 第8次計画では、新型インフルエンザ等対策について記載。
- 今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、非常時の対応を含めた医療提供体制については、国の動向を注視しながら検討。